# 隣接県公立高等学校入学志願者取扱協定

次のとおり，茨城県教育委員会，栃木県教育委員会，群馬県教育委員会，埼玉県教育委員会，千葉県教育委員会，東京都教育委員会，神奈川県教育委員会，新潟県教育委員会，山梨県教育委員会，長野県教育委員会，静岡県教育委員会，福島県教育委員会，島根県教育委員会，鳥取県教育委員会，徳島県教育委員会，高知県教育委員会，福岡県教育委員会，佐賀県教育委員会，長崎県教育委員会，熊本県教育委員会，大分県教育委員会，宮崎県教育委員会，鹿児島県教育委員会，沖縄県教育委員会（以下「委員会」という。）及び栃木県，群馬県，埼玉県，千葉県，茨城県，福島県，新潟県，山梨県，長野県，静岡県，東京都，神奈川県，栃木県教育委員会，群馬県教育委員会，埼玉県教育委員会，千葉県教育委員会，茨城県教育委員会，福島県教育委員会，新潟県教育委員会，山梨県教育委員会，長野県教育委員会，静岡県教育委員会，東京都教育委員会，神奈川県教育委員会（以下「委員会」という。）並びに栃木県，群馬県，埼玉県，千葉県，茨城県，福島県，新潟県，山梨県，長野県，静岡県，東京都，神奈川県，栃木県教育委員会，群馬県教育委員会，埼玉県教育委員会，千葉県教育委員会，茨城県教育委員会，福島県教育委員会，新潟県教育委員会，山梨県教育委員会，長野県教育委員会，静岡県教育委員会，東京都教育委員会，神奈川県教育委員会（以下「委員会」という。）の教育委員会（以下「教育委員会」という。）は，隣接する県の区域内に居住する者の出願する県立高等学校（以下「隣接県立高等学校」という。）の入学志願者の取扱いについて，次のとおり協定する。

（隣接県立高等学校入学志願者の取扱い）

第１条　隣接県立高等学校の入学志願者については，県内の公立高等学校の入学志願者の取扱いに準じて，隣接県立高等学校長等は，隣接県からの入学志願者について，県内の公立高等学校長等と平等な取扱いをしなければならない。

（隣接県立高等学校入学志願者の禁止）

第２条　隣接県立高等学校は，当該隣接県内の公立高等学校との併願は認めない。

２　隣接県立高等学校長等は，県外の公立高等学校長又は県外の公立高等学校長等から，県外出願者の県内の公立高等学校への併願募集又は再募集の願書の提出に際し，付属明細書を添付し，県外出願者の在籍又は出身中学校長等しに，県外